

手数料等諸費用について

お客様は、弊社に対して申し込んだ出資金額を弊社の投資家用口座に入金します。

- 弊社は、貸付事業の遂行にあたり、各月分配日（各月 15 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）をいいます。以下同じです。）に以下の管理手数料を受領いたします。

〔遅延損害金が発生しない場合〕

本貸付契約に基づく利息支払日（以下「利息支払日」といいます。）又は元金の返済日（以下「満期日」といいます。）の前日の貸付金の元本残高に管理手数料率を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額。但し、期限前返済が行われた場合には、「利息支払日」を「期限前返済が行われた日」と、「（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）」を「（前回利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は期限前返済が行われた日まで）」とそれぞれ読み替えるものとします。

〔遅延損害金及び利息が発生する場合〕

利息支払日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に管理手数料率を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額＋遅延損害金×（管理手数料率÷貸付金利）。但し、期限前返済が行われた場合には、「利息支払日」を「期限前返済が行われた日」と、「（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）」を「（前回利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は期限前返済が行われた日まで）」とそれぞれ読み替えるものとします。

〔遅延損害金のみが発生する場合〕

利息支払日は満期日の前日の貸付金の元本残高に 20.0%を乗じたうえで、経過日数（返済期日の翌日から支払日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額×（管理手数料率÷貸付金利）

〔遅延損害金及び利息共に発生しない場合（元金返済のみの和解等）〕

利息支払日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に管理手数料率を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額

- お客様には、匿名組合へ出資を行うときに必要となる事務等手数料をご負担頂きます。当該手数料の額は、各金融機関が定める額になります。なお、お客様が出資金の償還及び利益の分配（以下当該利益の分配として支払われる金銭を「分配金」といいます。）

を受ける場合には、その時期は弊社が別途定める時期とし、償還及び分配に関して利息は付さないものとします。

- 本営業において、弊社が貸付債権の回収を第三者に委託する場合の委託手数料、営業を遂行するために必要な業務を委託する場合の委託手数料、税理士、弁護士又は司法書士等の費用、貸付債権を第三者に譲渡する場合の譲渡費用、その他営業を遂行するために必要となる費用を匿名組合財産から支出いたします。これらの手数料及び費用は、契約条件によって定められるため、事前に上限額等を記載することができません。

匿名組合契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- お客様が弊社と締結する匿名組合契約には、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。

匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

基本的なリスク

- 匿名組合出資は、元本が保証されているものではありません。
- お客様は、弊社が行う貸付事業に対して出資を行うこととなり、当該貸付事業において貸付けを行った借手からの貸付金の元金の返済及び利息等の支払が、お客様へのお資金の償還及び利益の分配に充てられることとなります。したがって、当該借手について、返済の遅延、破産手続その他の倒産手続の開始、信用状況の悪化等が生じることにより、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。

また、お客様は、本ファンドからの貸付けに関し、手段・方法を問わず、接触禁止対象者との接触（接触を試みることを含みます。以下同じです。）を一切行うことができず、かつ、接触禁止対象者から当該貸付けに関する接触があった場合には、直ちに弊社にその旨を通知するものとします。お客様は、上記に違反した場合には、弊社はお客様との匿名組合契約を直ちに解除し又はお客様に対して損害賠償を請求することができること、及びお客様が貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。以後の改正も含みます。）に違反することとなる場合があることを確認し、了承します。

- 弊社は、お客様から、出資金を出資していただくこととなりますので、弊社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を償還できない可能性があり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。

- 本営業において、弊社は貸付債権の回収などを第三者に委託する場合があります、当該委託先の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を償還することができないこともあり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。
- 匿名組合出資持分については、出資元本額等が基本的に一定であり、また、持分の譲渡等が制限されていることから、出資後に物価や金利等の上昇が生じたとしても、当該上昇による利益を享受できない可能性があります。

本ファンド特有のリスク

現在、弊社が予定している貸付けについては、次の各事情が存在し、お客様にはこれらの各事情が存在することをご承諾いただくことになります。次の各事情の存在から、本貸付契約における債権が優先的に弁済を受けることができないなどにより、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。

ア 弊社は、下記イ記載の事業を営む借手に対し極度額（金 2,000,000,000 円）の範囲内で、本ファンドを含む当社が組成するファンドから、複数回の貸付けを実行し、又は実行することを予定しています（当該借手の概要及び財務情報その他の情報は、弊社のウェブサイトにおける本ファンドの詳細ページをご確認ください。）。

そして、本ファンドからは、上記の借手に対し、本貸付契約に基づく貸付け（予定貸付け合計金額 200,000,000 円。以下本ファンドによる当該貸付けに係る債権その他これに関する一切の債権を「本貸付債権等」といいます。）を行うことになっており、借手はそのカンボジアにおける連結子会社（以下「本件カンボジア事業者」といいます。）が営む下記イ記載の事業に本ファンドより調達した資金を貸し付ける予定です。当該貸付けの実行は、下記ウに記載する担保権を設定することが条件となります。なお、本ファンドにおける出資募集額が上記予定貸付け合計金額に満たない場合には、当社は、当該出資募集額を借手に貸し付けたうえで、別のファンドを組成し、借手にその不足する金額を追加で貸し付けること（以下当該追加での貸付けを「追加貸付け」といいます。）を予定しております。

イ 借手は、自ら又は子会社を通じて「ネットリユース事業」、小型家電リサイクルの「ネットリサイクル事業」及びカンボジアにおける車両販売、マイクロファイナンス、外国人人材の送り出し等の「カンボジア事業」を複合的に展開しています。そして、借手は本ファンドから借り入れた資金を本件カンボジア事業者に貸し付けることにより、当該資金を本件カンボジア事業者がカンボジアで行う以下の①から④記載の事業（以下「本件マイクロファイナンス事業」といいます。）に使用することを予定しております。

本件カンボジア事業者のマイクロファイナンス事業

- ① 本件カンボジア事業者は、カンボジア中央銀行からマイクロファイナンス機関のライセンスを取得し、正式に認可を受けた機関であり、カンボジアで借入を希望する貧困層、低所得者層、個人事業主、中小企業等（以下「資金需要者等」といいます。）に対する貸付けの可否を判断するため、必要書類を受領した上で定められた審査基準に基づき、支店長と融資担当者が審査を行います。
- ② 本件カンボジア事業者は、審査を通った資金需要者等に対して、借手から借り入れた資金（以下「事業者借入資金」といいます。）を用いて貸付け（以下当該資金需要者等に対する貸付けを「事業者貸付け」といいます。）を行います。この際、本件カンボジア事業者は、資金需要者等から必要に応じて担保を取得しますが、担保を提供することができない資金需要者等に対しては、当該資金需要者等が相互に連帯債務を負うことを条件として、事業者貸付けを行います。また、本件カンボジア事業者は、資金需要者等に対して資金計画、事業運営に係る教育を継続して行うことで資金需要者等の経済的自立を支援します。
- ③ 本件カンボジア事業者は、店頭で又はカンボジア最大規模の決済事業者である WING (Cambodia) Co., Ltd が提供する決済サービスを利用する方法等により、事業者貸付けに係る元本及び利息の返済を受けます。
- ④ 本件カンボジア事業者は、資金需要者等が上記③の元本又は利息の返済を 1 日以上怠った場合には、電話等にて連絡した後、訪問によりカウンセリングを行い返済能力を確認した上で、場合によっては担保権を実行するなどしてその回収を行います。

本件カンボジア事業者は、マイクロファイナンスローンの実行時点で本件マイクロファイナンス事業を行っておりますが、資金需要者等の債務不履行、本件マイクロファイナンス事業に関わる法人の破綻、カンボジア中央銀行によるライセンスの喪失、カンボジアにおける経済成長の鈍化及び個人消費の停滞その他の理由（下記エ③記載の事由を含みます。）により、本件マイクロファイナンス事業の運営が困難となる可能性があります。

ウ 弊社は、借手への本貸付債権等を被担保債権として、借手が本件カンボジア事業者に対して保有する貸付債権（以下「担保目的物」といいます。）に質権を設定することを予定していますが、当該質権の設定により、お客様の出資金の全額が保全されるものではありません。また、この担保目的物に関して、以下の点に留意する必要があります。

- ① 弊社が質権を設定する予定の担保目的物の金額（額面）は当初金 200,000,000 円となっております。もっとも、当該質権の設定は、借手に対する貸付金の資金用途を明確にすること、及び弊社が本件カンボジア事業者から直接本貸付債権等の回収を図る手段を確保することを目的としており、担保目的物の換価による回収は基本的に想定しておらず、その換価価値に着目したものではないため、担保目的物の担保価値の算定はしておりません。

- ② 担保目的物の売却先が見つからず、担保目的物の売却ができないことにより、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- ③ 下記エ①から③に記載する事由の発生等により、担保目的物をその額面よりも低い金額でしか売却できないことにより、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- ④ 弊社が担保目的物に対して設定する質権をカンボジアで実行するためには、仲裁手続に基づく仲裁判断を得なければならない場合があります、その場合には質権の実行が完了するまでに時間及び費用を要する可能性があります。また、カンボジアでは強制執行手続について運用が確立していないこと等から、法制度や運用の変更、裁判所の判断の動向等により質権の実行が困難となる可能性があります。
- ⑤ 弊社は、極度額の範囲内で、本ファンド以外のファンドにより、借手に対して複数回にわたる追加の貸付けを実行する予定ですが、当該本ファンド以外のファンドにおいても、その貸付けに係る債権を被担保目的物として貸付債権に質権を設定するため、当該追加の貸付けが行われることで、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。

エ 本ファンドの本貸付債権等の回収について、以下の点に留意する必要があります。

- ① 本件カンボジア事業者は、本件マイクロファイナンス事業から得た事業収益を基に借手に対して事業者借入資金の返済をするものであり、借手はその返済金及び他の金融機関からの借入資金等から本貸付債権等の返済をすることを予定しています。そのため、本件カンボジア事業者の事業収益の減少、財務状況の悪化、本件マイクロファイナンス事業を行うために必要な許認可等の喪失により、借手に対する返済が遅延し又は返済がなされない結果、本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- ② 本営業において、弊社はお客様から円建てで出資金の出資を受け、借手に対して円建てで貸付けを行い、借手は本件カンボジア事業者に米ドル建てで貸付けを行います。なお、本件マイクロファイナンス事業の運営は米ドルを用いて行われ、本件カンボジア事業者による借手への事業者借入資金の返済は米ドル建てで行われることを予定しており、借手による弊社に対する本貸付債権等の返済は円建てで行われます。そのため、日本円、米ドル相互間の為替相場の変動によっては、借手が本件カンボジア事業者から事業者借入資金を回収する原資が不足することで、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- ③ 弊社は借手に対し日本国内で貸付けを行います。借手の貸付先である本件カンボジア事業者は、カンボジアにて事業を行っています。そのため、カンボジア国内における、(i)政治的又は経済的要因による影響、(ii)外交情勢の変化、(iii)条約、法制度若しくは税制等の適用又は当局の方針、見解等及び(iv)感染症の蔓延、自然災害又は戦争、クーデター、テロその他の人的災害の発生等により、本件マイクロファイナンス事業の適

法性若しくは有効性に疑義が生じ、又は本件カンボジア事業者が本件マイクロファイナンス事業を正常に運営できなくなる場合には、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。

オ 弊社は、マイクロファイナンスローンにおいて、その裁量により、別紙「貸付要項」3(2)に定める貸付金元金の全部又は一部の期限前弁済を承諾することがあります。

カ 弊社は、マイクロファイナンスローンにおいて、別紙「貸付要項」4に定める方法により担保目的物に対する担保権を実行することができます。もともと、弊社は、担保権の実行を義務付けられるものではなく、費用の多寡及び回収までの期間の長短にかかわらず、法定の手続によることも含めて、マイクロファイナンスローンの回収方法は、弊社の裁量に委ねられております。

キ 弊社は、マイクロファイナンスローンにおいて、別紙「貸付要項」5の期限の利益の喪失事由を定めておりますが、借手の信用力、担保目的物の価値その他の事由を総合的に判断して、その裁量により、マイクロファイナンスローンの返済を猶予することがあります。

「貸付要項」

本ファンドにおける営業者の貸付けの要項は、下記のとおりとする。但し、下記の内容は営業者が現時点で予定しているものであり、今後、営業者の裁量により、追加・削除その他の変更がなされる可能性がある。

記

1. 担保権

基本契約に基づき個別貸付契約を締結し、当該各個別貸付契約に基づく貸付（以下「個別貸付」という。）を実行する。各個別貸付契約に基づく本貸付債権等に係る債務は、担保目的物に設定された質権により担保される。

2. 貸付上限額（営業者が同一の借手に対して極度額の範囲内で貸付けを実行することができる限度額）

貸付上限額を 200,000,000 円とする。

3. 元金、利息及び遅延損害金等

(1) 元金の返済

借手は、個別貸付契約に基づく貸付金元金を、営業者に対して、各個別貸付契約で定める元金返済期日に一括して支払うものとする。

(2) 期限前返済

① 任意期限前返済

借手は、期限前返済を希望する日の 14 銀行営業日前までに営業者に対して書面により申し出て、営業者が承諾した場合には、基本契約の規定に従い、返済期日前でも貸付金元金の全部又は一部を返済することができるものとする。この場合、営業者に対する期限前返済手数料の支払はこれを要しないものとする。なお、借手が貸付金元金の全部又は一部の期限前返済を行う場合には、当該期限前返済を行う日までに第 3 号に基づいて発生する利息を一括して支払うものとし、貸付金元金の一部を返済した日の翌日以降は残元金に基づく利息が計算されることとする。また、貸付金元金の一部の期限前返済については、100,000 円以上 100,000 円単位で返済することを要する。

② 強制期限前返済

借手は、各個別貸付契約に係る元金返済日前に、本件カンボジア事業者から、当該個別貸付に係る借入金を利用して行った本件カンボジア事業者に対する個別の貸付けに係る貸付金の返済を受けた場合には、返済を受けた日から 3 営業日以内の日（以下本号において「強制期限前返済日」という。）に、その返済を受けた借入金の円建て相当額をもって、各個別貸付残元金（当該借入金に対応する個別

貸付であるか否かを問わず、当該返済を受けた時点において存在する全ての個別貸付に係る各残元金をいう。) に対する返済として営業者に支払うものとする。当該強制期限前返済を行う場合、各個別貸付残元金に対する返済額は、返済金円建て相当額を各個別貸付残元金の額で按分して得た額とし、かつ、借手は当該強制期限前返済を行う日までに各個別貸付残元金について生じた各利息を付して営業者に支払うものとする。借手が本件カンボジア事業者から返済を受けた貸付金を円に両替えることに伴い生じる手数料等の費用及び為替差損は、借手の負担とする。なお、期限前返済手数料は、かからないものとする。

(3) 利率、利息計算並びに利息及び元金の返済方法

- ① 個別貸付の利率は、個別貸付契約締結日において営業者が定めるところによるものとする。但し、営業者は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、法令等に反しない範囲において営業者が合理的に決定する利率に変更できるものとし、変更する場合は、その旨を借手に通知する。
- ② 個別貸付の利息は、貸付残高に貸付利率を乗じて得られた金額を、365（うるう年の場合は366）で除し、これに利用日数を乗じる方法によって、計算する。なお、「利用日数」とは、一の個別貸付の利息につき、直前利息支払日（当該利息に係る利息支払日の直前の利息支払日（当該利息に係る利息支払日が最初の利息支払日である場合には個別貸付の実行日）をいう。）の翌日から当該利息に係る利息支払日までの日数をいう。
- ③ 個別貸付の利息は、個別貸付契約に定める各利息支払日に、所定の金額を営業者が指定する銀行口座へ銀行振込による方法で支払うものとする。なお、振込手数料は、借手の負担とする。
- ④ 借手は、元金返済期日に、営業者が指定する銀行口座への銀行振込による方法又は営業者が特に認めた方法により、元金を返済するものとする。なお、振込手数料は、借手の負担とする。

(4) 遅延損害金

借手が個別貸付契約に定める約定返済日において返済を遅延した場合、期限の利益を喪失した場合その他基本契約及び個別貸付契約に基づく債務の返済を遅延した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率20.0%（年365日（うるう年の場合は年366日）の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払うものとする。

4. 担保権の実行方法

営業者は、借手が関連する本貸付債権等について期限の利益を喪失したとき又は本貸付債権等の全部若しくは一部が完済されずにその返済期日を経過したときは、必要に応じて仲裁手続に基づく仲裁判断を得た上で、次の各号又は民法及び民事執行法その他の法令（カンボジアにおいて適用される法令を含む。）の規定に従って、担保権を実行することができる。

- (1) 営業者は、担保目的物を法定の手続によらず営業者が相当と認める条件に従い任意に処分することができるものとする。この場合、営業者は、当該処分取得金から担保権実行に係る公租公課及び諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本貸付債権等及び諸費用の弁済に充当することができる。当該残額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、営業者は、当該超過する金額を借手（担保権設定者が借手以外の者である場合には当該担保権設定者。以下次号及び第3号において同じ。）の指定する口座に入金し、清算するものとする。
 - (2) 前号による場合のほか、営業者は、営業者が相当と認める条件により、関連する本貸付債権等の全部又は一部の弁済として担保目的物（契約上の地位を含む。）を取得することができるものとする。この場合、担保目的物を取得した営業者は、営業者が相当と認める担保目的物の価値に相当する金額により担保目的物を取得し、当該価値から担保権実行に係る公租公課及び諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本貸付債権等及び諸費用の弁済に充当することができる。当該残額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、営業者は、当該超過する金額を借手の指定する口座に入金し、清算するものとする。
 - (3) 営業者は、適用法令において許容される範囲で、本件カンボジア事業者に対し、担保目的物に係る債権を直接取り立てることができるものとする。この場合、営業者は、当該取り立てにより取得する金額から担保権実行に係る公租公課及び諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本貸付債権等及び諸費用の弁済に充当することができる。当該残額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、営業者は、当該超過する金額を借手の指定する口座に入金し、清算するものとする。
5. 期限の利益の喪失事由（現時点で、営業者が予定しているものであり、今後、追加・削除その他の変更がなされる可能性がある。）
- (1) 借手又は本件カンボジア事業者について以下の①乃至⑩に定める事由（本件カンボジア事業者については、カンボジア法その他適用のある法令上、以下の事由に相当する事由を含む。）が一つでも生じた場合には、借手は、営業者から通知、催告等がなくても営業者に対する基本契約及び個別貸付契約に基づく一切の債務について、当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに弁済しなければならない。但し、以下⑧に掲げる事由に該当した場合において、借手が営業者の指定する期限までに基本契約に規定する遅延損害金を支払ったときその他営業者が妥当と認めたときは、営業者の裁量により期限の利益を再度付与することができるものとする。
 - ① 強制執行、差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
 - ② 支払の停止若しくは支払不能となったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てがあったとき。

- ③ 特定調停、私的整理その他債務整理の手續（法律上定められた手續であるか否かを問わない。）が開始されたとき。
 - ④ 解散（合併による場合を除く。）を決定したとき。
 - ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑥ 営業を停止、休止若しくは廃止したとき又は許認可等を喪失し、若しくは喪失するおそれがあるとき。
 - ⑦ 所在が不明となったとき。
 - ⑧ 基本契約又は個別貸付契約に基づく債務（元本又は利息に係る債務に限る。）の返済を1回又は一部でも怠ったとき。
 - ⑨ 基本契約の定めにより、基本契約又は個別貸付契約が解除又は解約されたとき。
 - ⑩ 法令等に違反したとき（借手の事業又は信用状態に影響を及ぼさない軽微な違反を除く。）。
- (2) 借手（④については本件カンボジア事業者）について以下の①乃至⑩に定める事由が一つでも生じた場合には、借手は、営業者からの通知により、営業者に対する基本契約及び個別貸付契約に基づく一切の債務について、期限の利益を失い、債務の全額を直ちに弁済しなければならない。
- ① 基本契約又は個別貸付契約に基づく債務（元本又は利息に係る債務を除く。）の返済を1回又は一部でも怠ったとき。
 - ② ①のほか、基本契約、個別貸付契約又は本件担保権設定契約（基本契約又は個別貸付契約に基づく債務を担保するために設定する担保権に係る契約をいう。以下同じ。）に違反し、その是正を求める催告を受領後、合理的期間内に当該違反を是正しなかったとき（借手が本契約、個別貸付契約又は本件担保権設定契約に基づき表明及び保証した事項が真実に反した場合、並びに借手が本契約、個別貸付契約又は本件担保権設定契約に基づき営業者に提出した書類若しくは資料又は報告した内容が不正確又は虚偽であった場合を含むが、これらに限られないものとする。）。
 - ③ ①及び②のほか、営業者に対する他の債務の履行を怠り、その履行を求める催告を受領後合理的期間内に履行をしなかったとき。
 - ④ 本件カンボジア事業者が借手に対する事業者借入資金（元本及び利息に係る債務を含むが、これらに限られない。）の返済を1回又は一部でも怠ったとき。
 - ⑤ 借手が発行する株式について、上場を廃止することが決定され又はその上場する金融商品取引所により監理銘柄に指定されたとき。
 - ⑥ 借手が提出した有価証券報告書の虚偽記載その他の理由により、行政機関又は金融商品取引所から課徴金納付命令等の措置又は処分を受けたとき。
 - ⑦ 営業者に対する申告内容に虚偽の記載があることが判明したとき。

- ⑧ 信用状態が悪化し、営業者が債権保全のために必要と合理的に判断したとき。
- ⑨ 借手が行う事業について、理由の如何にかかわらず、その継続が困難となり又は重大な影響を及ぼすべき事由が生じたときと営業者が合理的に認めたとき。
- ⑩ 本件担保権設定契約が失効し、又は本件担保権設定契約により設定される担保権が効力を失い、若しくは第三者対抗要件が取得できないなど当該担保権に瑕疵が生じたとき。
- ⑪ ①から⑩に掲げるほか、営業者が信頼関係を著しく損ない又は喪失させる行為があったときと認めたとき。

以上